



発達障害児を早期に発見し、その後の育ちを支援するシステムをつくるために

【研究を行った背景と目的】

平成16年12月に、発達障害者支援法が制定され、発達障害児の早期発見及び発達障害者の支援のための施策について、①国および地方公共団体は、関係機関との必要な協力体制を整備すること、②市町村は、発達障害児を早期に発見する観点から乳幼児の健康診査を行うこと、③市町村は、保護者に対して、相談及び指導を行うなど適切な措置を講ずることが述べられています。しかし、各地域とも発達障害児を取り巻く環境の実態、発達障害やそのリスクのある乳幼児の発見やその後の支援が、系統的に確立しているとはいえない現状があります。

そこで本研究では、就学前期における発達障害児の発見システムや支援システムがどのようになっているかの実態を調査し、発達障害者への一貫した支援体制、特に乳幼児期を中心にした支援体制を構築するための基礎資料を得ることを目的としました。

【研究の経緯と結果】

アンケートによる実態調査

- ①乳幼児健康診査における軽度発達障害児の発見・支援に関する調査
(人口規模別に5万人、10万人、20~30万人、40万人以上の市を無作為に抽出)
- ②個別的な配慮・支援・工夫を要する幼児の発見・支援に関する調査<幼稚園>
- ③個別的な配慮・支援・工夫を要する幼児の発見・支援に関する調査<保育所>

実態調査の調査内容の概要

- ①乳幼児健診調査・・・1歳6か月児健診と3歳児健診
健診の受診率、心理職等の参加、ことばや精神発達等に関する調査項目、配慮児の処遇、他機関との連携 等
- ②③幼稚園・保育所調査・・・個別的な配慮・支援・工夫を必要としている乳幼児(配慮児)について
在籍状況、状態像、気づいた時期、気づいた人、保育に伴う工夫、就学時の小学校等との連携、職員研修 等

上記の3つの実態調査を行い、所内研究分担者会・研究協議会を開催し、調査の結果を検討しまとめました。

研究の成果

○乳幼児健診調査から

- ・乳幼児健診はほとんどの地域で、集団健診の体制で行われていました。
- ・1歳6か月児健診の受診率は95%以上、3歳児健診の受診率は92%を超えており、健診の場が発達障害児の発見・支援の場として有効になりうることが分かりました。
- ・1歳6か月児健診では、ことばの発達に関する内容が80%以上の市で実施されていますが、人との関わりに関する調査内容の実施は低いことが分かりました。また、3歳児健診では多動・注意集中・音への反応等について65%以上の市で調査していることが分かりました。
- ・事後指導(3歳児健診)の場は61%の市で設けられていました。対象児は、動きが多く落ち着きのなさが気になる子、言語発達や精神発達に遅れのある子、対人関係が気になる子等に実施されていました。

○幼稚園・保育所調査から

- ・発達障害児や配慮児の在籍状況は加齢に従って増えていました。
- ・配慮児等の状態像は、人と関わるのが苦手、こだわりが強い、集団行動ができない、動きが多く落ち着かない、指示に従えないといった様相を示す幼児が多いことが明らかになりました。
- ・保育や教育における工夫は担任によるきめ細かな配慮が最も多く行われていましたが、個別の指導計画を作成した保育や教育実践、巡回相談などは充分活用されていないことが明らかになりました。

【研究結果からの提案】

○健診実施後、事後指導としての集団指導（親子教室など）に子どもの情緒的な面や発達的な面を支援する心理職の参加率は保健師に比べ少ないことが明らかになりました。この傾向は、人口規模を問わず、全般的な傾向といえます。健診事業の役割に発達障害児の発見機能や支援機能を付加していき、また、発達障害児や配慮児のスクリーニングの精度を上げていくには、心理職の適正配置が必要と考えます。

○健診実施に際して、事前にどのような内容の項目を調査しておくかで、心理・発達相談の必要性がある程度予測出来ると考えられます。それ故、健診事業に発達障害児の発見システムの機能を付加するならば、事前に母親からの聞き取り調査（問診票等）で、発達や心理に関する内容と項目を整備していくことや、心理・発達相談を実施するための基準作りが、各地域で早急に検討されることが重要と考えます。

○子どもの在籍機関（幼稚園・保育所）との連携は、保護者や子どもの立場に立ったきめ細かな配慮が必要なのは言うまでもありません。発達障害や配慮児が在籍する機関に保健師や心理職などの専門職が支援していくには、保護者が抵抗なく利用している保健センターが、連携のキーパーソンになることで、保護者の理解が得やすいし、実りある支援が可能となることを考えると、保健センターを核とした福祉・教育機関等とのネットワークの構築が検討される必要があります。

○保健センターで母子保健業務を担う保健師や心理職は、幼稚園・保育所に在籍する発達障害児や配慮児に対する支援方法のアドバイザー役が期待されています。それ故、保健師や心理職をはじめ、発達障害児や配慮児の保育・教育にたずさわる保育士や幼稚園教諭への研修の機会の確保は、何より重要なことであり、その具体的な研修計画の作成が急務であると考えます。

○集団生活という幼稚園・保育所生活の利点から、人と係わることが苦手、動きが多く落ち着きがない、等の状態像を示す発達障害児や配慮児を含む個別的な配慮などを必要とする子どもが3・4歳児保育時までには漸増していることや、5歳児保育時に新たに気づかれる子どもがいることが明らかになったことから、幼稚園・保育所関係者が、発達障害児や配慮児についての理解を深めることで、乳幼児期の早期から、そうした子どもに気づくことや、それらの子どもに配慮・支援・工夫を開始できると考えます。

【関連情報】

学会等での発表

大柴文枝・後上鐵夫「乳幼児健診事業における多職種・他機関との連携の実態－軽度発達障害児の発見・支援に関する全国調査から－」第8回日本リハビリテーション連携科学学会
(2007.3)

発刊したもの

「乳幼児期からの一貫した軽度発達障害者支援体制の構築に関する研究－乳幼児期における発見・支援システムの実態調査を中心に－」調査研究報告書

【基とした研究について】

本リーフレットは、研究所で行った次の研究を基に作成しています。

・研究課題名（研究期間）

「乳幼児期からの一貫した軽度発達障害者支援体制の構築に関する研究－乳幼児期における発見・支援システムの実態調査を中心に－」

(平成17年度～平成18年度)

・研究代表者名／問い合わせ先

後上 鐵夫 (gokami@nise.go.jp)

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所 (National Institute of Special Needs Education; NISE)
〒239-8585 神奈川県横須賀市野比5-1-1 TEL:046-839-6806 URL:<http://www.nise.go.jp/>